



平成30年度



長久手市病児・病後児保育助成金のご案内

平成30年4月1日以降の利用分から、市が実施する病児・病後児保育を利用した保護者に利用料を助成します。



1 支給対象

・長久手市に住民票があり、①か②に該当する方。

①病児・病後児保育を利用した子どもの属する世帯が、市民税非課税世帯、ひとり親世帯、生活保護受給者世帯のいずれかである。

②病児・病後児保育をきょうだいが同日に利用。

2 対象施設

・よつば（たかぎクリニック内）

・ナーサリー ルカ（ながくて北川こどもクリニック内）

・おひさまるーむ（アインながくて保育園内）

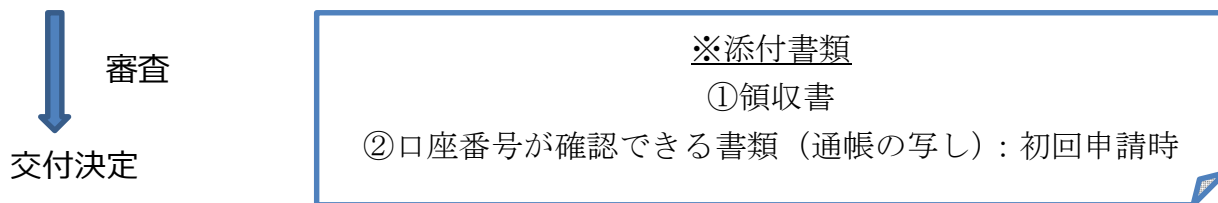


3 支給金額

支給対象	支給金額
市民税非課税世帯 ひとり親世帯 生活保護受給者世帯	利用料の全額。
きょうだい同日利用	利用した子どものうち、出生の早い順から数えて二人目以降の利用料の全額。 ※ただし、きょうだいで利用料が異なる場合は、利用した子どものうち、出生の一番早い子どもにかかる利用料を上限とする。

4 手続きの流れ

病児・病後児保育助成金支給申請書と※添付書類を市役所子育て支援課へ提出



◎病児・病後児保育助成金支給申請書は、市役所子育て支援課の窓口においてある他、市ホームページからもダウンロードできます。なお、各施設では申請の受け付けはできません。

◎申請は、利用した日の年度の末日まで受付けています。年度を越えての申請はできませんのでご注意ください。